

「地域密着型金融推進計画」について

平成21年度「地域密着型金融推進計画」について

平成17～18年度の2年間においては、金融庁「地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム」に基づき「地域密着型金融推進計画」を策定・公表し、地域密着型金融の推進に取り組んでまいりました。また、平成19年度からは「地域密着型金融推進計画」を恒久的な取組みと捉え、『地域に親しまれ、信頼され、お役に立つ、地域とともに発展する信用金庫』という理念の下、平成21年度版「地域密着型金融推進計画」を策定し、取り組んでまいりました状況をホームページ(<http://www.hokusei-shinkin.co.jp/>)にて公表しておりますのでご参照いただければ幸いです。

当金庫は、今後も役職員一丸となって本計画に真摯に取り組み、健全性確保、収益向上を図るとともに中小企業金融再生等の取組み等、地域金融機関としての社会的使命・責任を自覚し、地域発展のために努力してまいります。

何卒、今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

■平成21年度の取組み

1. 計画の名称：「地域密着型金融推進計画」

2. 推進期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日

3. 目指す姿：『地域に親しまれ、信頼され、お役に立つ、地域とともに発展する信用金庫』

※本計画の内容に関するご質問は、どうぞお気軽にお尋ねください。

【お問い合わせ】

・業 務 部 TEL.01654-2-1111 内線220

・審 査 部 TEL.01654-2-1111 内線251

平成15年4月から4年間、2次にわたって推進されてきたアクションプログラムが19年3月でひとつの区切りを迎えました。この間、経営管理、財務の健全性、法令等遵守、利用者保護等について取り組んでまいりましたが、地域金融機関の不良債権比率については総じて低下してきたことなどから、金融システムを巡る局面は「緊急時対応」から「平時対応」へと移行したと考えられており、むしろ地域密着型金融をさらに高度化していく時期にきていると言われております。

しかしながら、地域では地場産業の空洞化、中心市街地の空洞化など多くの問題を抱えた状態となっております。

地域密着型金融の本質は「長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い時点で経営改善に取り組むとともに、中小企業金融における貸出機能を強化することにより、金融機関自身の収益向上を図ること」にあります。

地域の情報ネットワークの要である地域金融機関には、資金供給者としての役割に留まらず、地域の各方面との連携の中で、情報、人材面でも果たせる役割があるものと考えられ、このニーズに適切に対応することは、地域金融機関の役割であると考えております。

これらを踏まえて当金庫では地域密着型金融の本質に係わる以下の3点について「目指す姿に向けての、当金庫が展開する主なビジネスモデルチャート」をベースに、「リスク管理態勢の整備」並びに「コンプライアンス（法令等遵守）の徹底」に留意しつつ、取組みを行ってまいりました。

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

